

平成 24 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(J A S D A Q ・ コード 6425)
問合せ先 広報・IR室 部長付 堀内 信之
電話 03-5530-3055 (代表)

フィリピンにおけるスティーブ・A・ウィン氏への告訴についてのお知らせ

当社は、Wynn Resorts, Limited (NASDAQ: WYNN、以下「ウィン・リゾート社」という) と係争中ではありますが、本年 2 月 19 日 (米国時間) にウィン・リゾート社が同社ホームページ上に掲載したプレスリリースによって、フィリピン共和国 (以下、「フィリピン」という) における当社の子会社である Tiger Resorts, Leisure and Entertainment Inc. (以下、「告訴人」という) が名誉毀損等の損害を被ったため、同社が告訴人となり、ウィン・リゾート社取締役会長であるスティーブ・A・ウィン氏個人 (以下、「被告訴人」という) をフィリピン司法省パラニャーケ市検察庁にフィリピン刑法第 353 条による複数の名誉毀損罪により刑事告訴いたしましたので、お知らせいたします。

(経緯)

1. 当社取締役会長岡田和生氏と被告訴人の間では、とりわけマカオでウィン・リゾート社のマカオにおける子会社であるウィン・マカオ・リミテッドがマカオ大学開発基金へ約束した異常な寄付に対する岡田氏の反対に関して紛争が生じた。
2. 岡田氏の反対は被告訴人にとって受け入れがたいものであった。調査により、マカオでの巨額の寄付の目的が不適切かつ違法なものであるということが露呈してしまうことを恐れたのである。このことから、被告訴人はフィリピンプロジェクトを口実にして、(当社及び当社子会社の Aruze USA を通じた) 岡田氏の保有株式を奪取し、岡田氏をウィン・リゾート社から追い出すことになった。
3. ウィン・リゾート社取締役会は、「フィリピンは腐敗した国である」と決めつけて、岡田氏とその会社はフィリピンプロジェクトにおいて汚職行為にかかわったことに違いないと断定し、さらに岡田氏をウィン・リゾート社の副会長の役職から解任することを決定した。
4. 被告訴人はその後、ルイス・フリー氏及びその事務所であるフリー・スポーキン・アンド・サリバン・エルエルピーを雇用して、岡田氏とその会社の汚職行為疑惑について調査を行った。調査は明らかに後からの思い付きであり、コンプライアンス委員会の根拠のない認定を正当化する目的で依頼されたものであった。
5. 被告訴人は故意に不当な主張を行うフリー氏のレポートがマスコミに流れるように仕向け、いくつかの新聞にレポートの内容を報道させた。
6. 2012 年 2 月 19 日、ウィン・リゾート社は、被告訴人の指示及び管理の下、悪意で全世界に向けたプレスリリースをそのウェブサイト上に掲載した。そこには岡田氏及びその関係者及びその会社、すなわち告訴人、当社及び Aruze USA に対する名誉毀損となる内容が記載されていた。
7. 本件のインターネットによる名誉毀損は、フィリピン司法省が 2012 年 11 月 26 日に発した「サイバー犯罪についての指針」により、インターネットによる名誉毀損は現行の修正刑法の名誉毀損に関する条項によって処理し、起訴することができるものである。

以 上